

あるべき税制委員会 69回 議事録 (2014年7月10日)

文責 森信茂樹

7月10日、慶応大学鶴光太郎教授から、「雇用制度改革」について以下の概要のお話しいただき議論を行いました。(資料別添)

規制改革会議の議論と日本再興戦略の記述の間には、いろいろな相違が見られる。焦点は、我が国の正社員改革をどう進めていくか、ということである。

具体的な論点は以下の通り。

「鉄の三角形」を形成するのは、「無期雇用」と「解雇権濫用法理」と「無限定性」の3つであるが、どこにメスを入れるべきか？ 解雇ルールの見直し・緩和について、そこから直に正社員改革を論じることには違和感がある。正社員の雇用保護法制の強さを国際的に比較しても、日本はOECD諸国の平均からやや弱い部類である。中小企業では大企業に比べてかなり解雇が行われやすいという事実もある。

解雇権濫用法理とは、解雇が有効であるために客観的な合理性と社会的な相当性を求める(労働契約法第16条)ものであるが、それ自体に問題があるわけではない。より具体的な解雇ルールの明確化が必要ではないか。ヨーロッパでも法律で原則が示され、個々のケースは裁判で争われることは変わらない。(以下省略)

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。